

フォームW-8BEN 用説明書

(2017年7月改訂)

米国税金の源泉徴収および報告に関する最終受益者のステータス証明書 (個人用)

言及されている条文は内国歳入法の条文です。

今後の進展

フォームW-8BENに関わる進展については、公表済みの法律の施行などの最新情報と説明をこちらでご確認ください。 [IRS.gov/FormW8BEN](https://www.irs.gov/FormW8BEN)

最新情報

フォームW-8BEN-Eに準拠するよう、フォームW-8BENが若干変更されました。協同保険組合に関する注記はパートIの前に追加されています。パートIIのライン10は、フォームW-8BEN-Eと一致するように更新されました。パートIIIの最初の箇条書きは、分かりやすくなるよう改訂されました。これらの説明は、2017年1月に発行された第3章と第4章に基づく暫定規則および最終規則を反映するよう更新されました。これらの説明には、フォームW-8BENに外国TINと生年月日を記載する必要がある場合の詳細が追記されています。さらに、これらの説明には、電子署名の使用に関する詳細が含まれています。

補足情報 FATCAに関する詳細についてはこちらのサイトを参照してください [IRS.gov/FATCA](https://www.irs.gov/FATCA)。

一般的な説明

この説明書で使用される用語の定義については、後述の定義を参照してください。

フォームの用途

第3章により必要とされるステータスの証明 外国人が受領する以下の内容の米国源泉所得に対しては、米国の税金が30%の税率で課されます。

- 利子 (特定の割引発行債権の割引部分 (OID) を含みます)
 - 配当
 - 地代・家賃
 - ロイヤリティ
 - プレミアム
 - 年金
 - 履行済みまたは履行見込みの役務の対価
 - 証券貸付取引の代替支払
- または
- その他の固定もしくは確定可能な年間/定期的な利得
 - もしくは所得

この税金は支払総額を課税ベースとし、通常、第1441条に基づき源泉徴収されます。最終受益者に対して直接支払われた場合、または仲介者、代理人、パートナーシップなどの最終受益者を代理する他者に支払われた場合、支払が行われたものとみなされます。

加えて第1446条では、米国で取引または事業を行うパートナーシップが、その実質関連所得の課税持分の外

国人パートナーに対する分配額についても源泉徴収を義務付けています。通常、パートナーシップのパートナーである外国人は、第1441条または1442条に基づきフォームW-8BENを提出すれば、第1446条に基づく文書要件も満たします。ただし、第1441条および1442条の文書要件が第1446条の文書要件に合致しない場合もあります。規則第1.1446-1~1.1446-6条を参照してください。

注: 第1446条で必要となる適切なフォームW-8BENは、みなし事業体そのものでなく、みなし事業体の所有者 (個人を含みます) が提出する必要があります。

特定の種類の所得を受領する場合は、フォームW-8BENを以下の目的で提出してください。

- 米国人に該当しないことを証明するため
- フォームW-8BENの提出理由となる所得の最終受益者であるか、第1446条の対象となるパートナーシップの外国人パートナーである旨を主張するため
- 米国との租税条約を締結する国の居住者が、条約の恩恵を受ける者として、源泉徴収税率の減免を申請するため (該当する場合)

さらに、第1441条に基づき外国人の所得に対する30%の源泉徴収税率の対象とならない特定の種類の所得について、国内の情報報告義務と (第3406条に基づく予備源泉徴収率での) 予備源泉徴収の免除を申請する目的でもフォームW-8BENの提出を求められることがあります。

かかる所得の例:

- ブローカー収入
- 短期 (183日以内) OID;
- 銀行預金利子
- 外国源泉の利子、配当、地代・家賃、ロイヤリティ収入および
- 外国人非居住者がブラックジャック、バカラ、クラップス、ルーレット、マネーホイールなどのゲームの掛け金から得た収入

源泉徴収義務者または所得の支払者は、適切に記入されたフォームW-8BENに基づき、当該フォームに関わる支払を、支払額の最終受益者となる外国人に対する支払として取り扱うことができます。該当する場合、源泉徴収義務者は、フォームW-8BENに基づき、源泉徴収税率の減免措置を適用することができます。

所得の支払を受領するか口座に入金処理が行われる前に、フォームW-8BENを源泉徴収義務者または支払者に提出してください。要求されたときにフォームW-8BENの提出を怠った結果、外国人の所得に対する30%の税率による源泉徴収、または第3406条に基づく予備源泉徴収税率を適用される場合があります。

第4章により必要とされるステータスの証明 外国金融機関 (FFI) は、適切に記入されたフォームW-8BENを根拠に、あなたの第4章のステータスを外国人として確定することができます。要求に応じてフォームW-8BENをFFIに提出する必要があります。提出を怠った結果、米国源泉

の非協力的口座保有者として、受領または入金処理が行われた所得に対し30%の税率による源泉徴収が課される場合があります。源泉徴収の対象額の定義については、後述の説明を参照してください。

補足情報 補足情報および源泉徴収義務者用説明については、フォームW-8BEN、W-8BEN-E、W-8ECI、W-8EXP、およびW-8IMYの申請者用説明書を参照してください。

フォームW-8BENの提出義務者

外国人非居住者が源泉徴収の対象額の最終受益者に該当する場合、または自己を非居住者である外国人と文書で記録するFFIの口座保有者である場合には、フォームW-8BENを源泉徴収義務者に提出しなければなりません。あなたがみなし事業体の単独所有者である場合には、みなし事業体が受領した所得の最終受益者とみなしされます。源泉徴収義務者、支払者、FFIから要求されたときには、源泉徴収税率の減免の申請の有無にかかわらず、フォームW-8BENを提出してください。

あなたが第6050W条（決済カード取引および第三者ネットワーク取引）に基づく報告義務の対象となる支払を受領する外国人である場合にも、参加受領者として、フォームW-8BENを支払決済事業体（PSE）に提出する必要があります。ただし、支払が米国内の取引／事業の遂行に実質的に関連する所得に関わるものである場合には、このフォームに代えてフォームW-8ECIをPSEに提出する必要があります。

以下に掲げる場合には、フォームW-8BENを使用しないでください。

- 外国人としてのステータスもしくは第4章のステータスを文書に記録するか、租税条約の恩恵を申請する外国事業体に該当する場合。代わりにフォームW-8BEN-Eを使用してください。
- 米国民（米国外の居住者を含みます）または米国人（外国人の個人居住者を含みます）に該当する場合。米国人としてのステータスを文書で記録するには、代わりに、フォームW-9を使用してください。
- 外国の仲介役を担う場合（つまり自己勘定で行動するのでなく、代理人、名義人として他者の勘定で行動する場合）。代わりにフォームW-8IMYを提出してください。
- 米国内で独立的または非独立的に提供された人的役務の対価に対する源泉徴収の免除を申請する外国人非居住者に該当する場合。代わりにフォーム8233またはフォームW-4を提供してください。
- 米国内の取引または事業の遂行に実質的に関連する所得を受領する場合（パートナーシップを通じて分配されるものを除きます）。代わりにフォームW-8ECIを提出してください。過去に提出したフォームW-8BENの対象である所得が実質関連所得となった場合には、状況が変わったため、かかる所得に関してフォームW-8BENは有効でなくなります。この場合にはフォームW-8ECIを提出してください。後述の状況の変化を参照してください。

フォームW-8BENを源泉徴収義務者に提出する フォームW-8BENはIRSに送付せず、代わりにこのフォームの要求者に提出してください。一般的に、支払を行うか入金処理をする者、または所得を分配するパートナーシップが要求者となります。口座が米国の口座以外であることを文書で記録するためにFFIもこのフォームを要求する場合があります。支払の受領、口座への入金処理、または所得の分配前に、フォームW-8BENを要求者に提出してください。このフォームを提出しない場合、源泉徴収義務

者は、30%の税率（第3章および第4章に基づく）、予備源泉徴収税率、または第1446条により適用される税率での源泉徴収を余儀なくされる可能性があります。単一の源泉徴収義務者から異なる恩恵の対象となる複数の所得を受領する場合、源泉徴収義務者はその判断で、所得の種類ごとに、フォームW-8BENを提出するよう要求する可能性があります。通常、源泉徴収義務者ごとに別個のフォームW-8BENを提出する必要があります。

注：1人以上の他者と所得または口座を共有する場合、共有者全員がフォームW-8BENまたはフォームW-8BEN-Eを提出することを条件に、源泉徴収義務者は、当該所得または口座を支払の最終受益者である外国人が所有するものとして取り扱います。ただし、源泉徴収義務者または金融機関が共有者からフォームW-9を受領した場合には、当該支払は米国人に対して行われたものとして扱われ、当該口座は米国の口座として取り扱われなければなりません。

状況の変化 状況の変化により以前提出したフォームW-8BENに記載した情報が不正確になった場合には、状況が変化した日から30日以内に源泉徴収義務者、支払者または口座を保有するFFIに通知して、新しいフォームW-8BENまたはその他の適切なフォームを提出しなければなりません。

フォームW-8BENを使って外国人であることを証明する場合、米国内での住所についての住所変更は状況の変化に該当します。同一国内（米国以外）での住所の変更、または米国以外の国から別の米国以外の国への住所の変更は、通常、状況の変化に該当しません。ただし、租税条約の恩恵を申請するためにフォームW-8BENを使用する場合、米国または条約の恩恵を申請する国以外への移動は、状況の変化に該当します。こうした場合、移動から30日以内に源泉徴収義務者、支払者、FFIに通知しなければなりません。

フォームW-8BENの有効期間 フォームW-8BENによる外国人ステータスの証明は、基本的に、フォームの署名日付を開始日とし、後続する3年目の12月31日を終了日とする期間、有効です。ただし、状況の変化によりフォームに記載したいずれかの情報が不正確となる場合を除きます。たとえば、2015年9月30日に署名されたフォームW-8BENは、2018年12月31日まで有効です。

ただし、特定の状況下では、フォームW-8BENは状況が変化するまで、無期限で有効となります。第4章に則り必要とされるフォームW-8BENの有効期間を判断するには、規則第1.1471-3(c)(6)(ii)条を参照してください。第3章に則り必要とされるフォームW-8BENの有効期間を判断するには、規則第1.1441-1(e)(4)(ii)条を参照してください。

フォームW-8BENを提出後に米国民または外国人居住者となった場合、それ以降は第1441条に基づく30%の税率による源泉徴収、または第1446条に基づく実質関連所得の外国人パートナーの持分に課せられる源泉徴収の対象となりません。FFIに保有する口座に関しては、第4章に基づくFFIによる報告義務の対象となる場合があります。あなたは、米国民または外国人居住者となってから30日以内に、源泉徴収義務者、支払者またはFFIに通知する義務を負い、フォームW-9の提出が必要となる場合があります。詳細については、フォームW-9およびその説明書を参照してください。



3年間における米国内での実際の滞在日数に応じて、税務上、米国居住者とみなされる場合があります。IRS.gov/Pub519で入手可能な出版物519を参照してください。実質的滞在テストを満たす場合、30日以内に源泉徴収義務者、支払者または口座を保有する金融機関に通知し、かつフォームW-9を提出しなければなりません。

定義

口座保有者 口座保有者とは、一般的に、金融口座の保有者または所有者として掲げられるか特定される人物を言います。たとえば、パートナーシップが金融口座の保有者または所有者として提示される場合、当該パートナーシップのパートナーでなく、当該パートナーシップが口座保有者となります（一部例外があります）。ただし、みなし事業体の単独構成員が保有する口座は、事業体の単独事業主が保有するものとして取り扱われます。

源泉徴収対象額 一般的に、第3章に基づく源泉徴収の対象額は、米国源泉所得のうち、固定または確定可能な年間または定期的（FDAP）な所得の金額です。FDAP所得は、総所得に含まれるすべての所得で、利子（OIDを含みます）、配当、地代・家賃、ロイヤリティ、および報酬などがこれに当たります。この所得からは、大半の財産の売却益（マーケットディスカウントとオプションプレミアムを含みます）、および規則第1.1441-2条に記載するその他の特定所得項目（銀行預金利子や短期OIDなど）は除かれます。

第1446条に関する源泉徴収の対象額は、パートナーシップの実質関連課税所得にかかる外国人パートナーの持分です。

一般的に、第4章に基づく源泉徴収の対象額は、米国源泉のFDAP所得のうち、規則第1.1473-1(a)条で定める源泉徴収可能な支払にも該当する所得の金額です。第3章に基づく源泉徴収の免除は、第4章に基づく源泉徴収の適用の有無の判断には準用されません。源泉徴収可能な支払の定義に対する特定の例外については、規則第1.1473-1(a)(4)条（非金融性の特定の支払などに対する免除）を参照してください。

最終受益者 租税条約に基づき源泉徴収税率の減免が申請される支払を除き、所得の最終受益者とは、通常、米国の課税原則に基づき、当該支払を税務申告上の総所得に含めることを要求される人物を指します。ただし、当該人物が名義人、代理人、管理者として所得を受領する場合、または取引への関与に実質を伴わない媒介人である場合には、所得の最終受益者とはなりません。支払額が所得に該当しない場合、最終受益者は支払を所得とみなして判断されます。

外国のパートナーシップ、外国の単純信託および外国の自益信託（grantor trust）は、パートナーシップまたは信託に支払われた所得の最終受益者とはなりません。外国のパートナーシップに支払われる所得については、パートナー自身がパートナーシップ、外国の単純または自益信託、名義人その他の代理人に該当する場合を除き、通常、パートナーシップのパートナーが最終受益者となります。外国の単純信託（すなわち第651(a)条に記載する外国の信託）に支払われる所得については、当該信託の受益者が外国のパートナーシップ、外国の単純または受益信託、名義人その他の代理人でない場合には、通常、当該受益者が最終受益者となります。外国の自益信託（すなわち信託所得の全部または一部が第671～679

条に基づき当該信託の委託者または他の人物に所有されるものと扱われる外国の信託）については、当該信託の所有者として扱われる人物が最終受益者となります。外国の複合信託（すなわち、外国の単純信託または外国の自益信託に該当しない外国の信託）に支払われる所得については、信託自体が最終受益者となります。

第1446条に関しては、受益者でなく外国の単純信託がパートナーシップにフォームを提出する点を除き、同じ最終受益者ルールが適用されます。

外国のエステートに支払われる所得については、当該エステート自体が最終受益者となります。

注：米国のパートナーシップ、米国の信託または米国のエステートに対する支払は、第3章または第4章に基づき、30%の税率による源泉徴収の対象とならない米国の受領者に対する支払として扱われます。米国のパートナーシップ、信託、またはエステートは、源泉徴収義務者にフォームW-9を提出する必要があります。第1446条に関して、米国の自益信託またはみなし事業体は、自己の権限で源泉徴収義務者にフォームW-9を提出せず、委託者または他の所有者が適切なフォームを源泉徴収義務者に提出するものとします。

第3章 第3章とは、内国歳入法の第3章（外国人非居住者および外国法人に対する税金の源泉徴収）を指します。第3章は、第1441～1464条で構成されています。

第4章 第4章とは、内国歳入法第4章（特定の外国口座に関して報告義務が必須である税金）を指します。第4章は、第1471条～1474条で構成されています。

みなし遵守FFI 第1471(b)(2)条では、特定のFFIは、IRSとの協定の締結を必要とせず、第4章の規則を遵守しているものとみなされます。ただし、特定のみなし遵守FFIは、IRSに登録して、グローバル仲介者識別番号（GIIN）を取得する必要があります。これらFFIは、**登録型みなし遵守FFI**と呼ばれます。詳しくは規則第1.1471-5(f)条を参照してください。

みなし事業体 単独事業主を有し、かつ規則第301.7701-2(b)条に基づき法人に該当しない事業体は、その事業主とは別個の事業体とみなされません。みなし事業体は、フォームW-8BENに関して、第1446条で定めるパートナーシップへの提出、または第4章で定めるFFIへの提出を必要としない代わりに、当該事業体の所有者が適切な文書を提出します。詳細については、それぞれ規則第1.1446-1条、第1.1471-3(a)(3)(v)条を参照してください。

米国税務上、みなし事業体とされる特定の事業体は、適用可能な租税条約において、条約の恩恵を申請するために事業体と認識することができます（下記ハイブリッド事業体の定義を参照してください）。租税条約の恩恵を申請するハイブリッド事業体は、フォームW-8BEN-Eを記入する必要があります。詳しくは、フォームW-8BEN-Eおよびその説明書を参照してください。

金融口座 金融口座には、以下が含まれます。

- 金融機関が保持する預金口座
- 金融機関が保持する保管口座
- 投資事業体および特定の持ち株会社、トレジャリーセンター、または規則第1.1471-5(e)条で定義する金融機関での資本持分または債権持分（証券市場で定期的取引される持分を除きます）。
- 積立型保険契約
- 年金契約。

第4章に関して、税金優遇貯蓄口座、有期生命保険契約、エステートの保有口座、エスクロー口座、年金契約など、口座に対して例外が適用されます。これら例外には一定の条件が課されます。詳細は規則第1.1471-5(b)(2)条を参照してください。適用可能なIGA(政府間モデル協定)によっても、金融口座の定義から一部の口座が除かれる場合があります。

金融機関 金融機関とは、一般的に預金機関、カストディ機関、投資事業体、または積立型保険契約もしくは年金契約を販売する保険会社(もしくは保険会社の持ち株会社)に該当する事業体を指します。

外国金融機関(FFI) FFIとは、通常、金融機関である外国事業体を指します。

外国人 外国人には、米国人に該当しない外国人非居住者および特定の外国事業体が含まれます(事業体は当フォームW-8BENでなくフォームW-8BEN-Eに記入してください)。

ハイブリッド事業体 ハイブリッド事業体とは、内国歳入法に基づくステータス上、会計上パススルー組織として取り扱われるもの、米国と租税条約を締結する国で会計上パススルー組織として取り扱われない者(個人以外)を指します。ハイブリッドというステータスは、租税条約の恩恵の申請に関連する概念です。

政府間モデル協定(IGA) IGAとは、モデル1協定またはモデル2協定を指します。発行済みのIGAモデル1またはIGAモデル2があるものとして取り扱われる法域のリストは、こちらから閲覧できます。www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Pages/FATCA-Archive.aspx

IGAモデル1とは、米国政府または米財務省と外国政府または1つ以上の代理機関とが締結する協定で、FFIがかかる外国政府またはその代理機関に報告することを通じてFATCAを執行し、その後報告された情報を自動的にIRSとやり取りする合意を指します。IGAモデル1の適用法域において当該法域の政府に口座に関する報告を行うFFIは、**モデル1の報告主体であるFFI**と呼ばれます。

IGAモデル2とは、米国政府または米財務省と外国政府または1つ以上の代理機関とが締結する協定または取り決めで、FFIとの契約の要件に従い、FFIが直接IRSに報告することを通じてFATCAを執行し、かかる外国政府またはその代理機関とIRSとの情報のやり取りで補充される合意を指します。IGAモデル2の適用法域において、支店に関してFFI契約を締結するFFIは、参加FFIに該当しますが、**モデル2の報告主体であるFFI**と呼ばれる場合もあります。

外国人非居住者 米国市民または外国人居住者に該当しない個人は、外国人非居住者と呼ばれます。その年の「グリーンカードテスト」または「実質滞在テスト」のいずれかの要件に合致する外国人は、外国人居住者に該当します。いずれのテストの要件も満たさない個人は、外国人非居住者とされます。さらに、個人の米国納税義務を計上する目的において、規則第301.7701(b)-7に基づき非居住者として扱われる外国人、およびプエルトリコ、グアムまたは北マリアナ諸島、アメリカ領バージン諸島またはアメリカ領サモアの善意の居住者である外国人は、外国人非居住者に該当します。外国人居住者および非居住者のステータスに関する詳細については、出版物519を参照してください。



米国市民または外国人居住者と結婚している外国人非居住者は、特定の目的(合算所得税申告書の提出等)で外国人居住者として扱われることを選択できますが、賃金を除くすべての所得に対する第3章による源泉徴収課税に関してはなお、外国人非居住者として扱われます。第4章に関して、米国人と共同口座を保有する外国人非居住者は、第4章に掲げる米国口座の保有者とみなされます。

参加FFI 参加FFIは、モデル1の報告主体となるFFIまたは米国支店を除く、FFIのすべての支店に関するFFI契約の条項に従うことに合意したFFIです。参加FFIという用語には、モデル2の報告主体と、米金融機関の適格仲介(QI)支店がモデル1の報告主体となるFFIに該当する場合を除き、当該QI支店も含まれます。

参加受領者 参加受領者とは、決済カードを支払として受け入れるか、第三者ネットワーク取引の決済で第三者決済組織からの支払を受け入れる者を指します。

支払決済事業体(PSE) PSEとは、加盟店獲得事業体または第三者決済組織を指します。第6050W条に基づきPSEは、決済カード取引または第三者ネットワーク取引の決済で行われた支払の報告義務を通常負います。ただし、該当するフォームW-8に外国人として記録される最終受益者に対する支払は報告の必要はありません。

非協力的口座保有者 非協力的口座保有者には、個人の口座の米国または外国ステータスを判断するための文書および情報に関するFFIの要求に従わない(当フォームW-8BENの要求時の提出等)個人が含まれます。

米国人 米国人とは第7701(a)(30)条に定義され、米国市民や米国居住者である個人を含みます。第4章に則ったケースについては、米国人は規則第1.1471-1(b)(141)条に定義されています。

源泉徴収義務者 米国源泉のFDAP所得を第3章または4章の源泉徴収義務に従って、支配、受領、保管、処分または支払う権限を有する者(米国人または外国人を問いません)は、源泉徴収義務者に該当します。源泉徴収義務者は、個人、法人、パートナーシップ、信託、組合、その他の事業体である可能性があり、例えば、外国仲介者、外国パートナーシップ、特定の外国銀行や保険会社の米国支店などが例に挙げられます。

第1446条に関しては、米国で取引または事業を遂行するパートナーシップが源泉徴収義務者となります。一般に取引されるパートナーシップについては、源泉徴収義務者は、パートナーシップ、外国人のために持分を保有する名義人またはその両方である可能性があります。規則第1.1446-1~1.1446-6条を参照してください。

特別な指示

パートI

ライン1 記名します。支払に関して、ハイブリッド事業体として租税条約の恩恵を申請しないみなし事業体の単独事業主である場合は、このフォームには当該事業主の氏名と情報を記入します。支払の受領または入金処理される口座がみなし事業体の名義の場合、源泉徴収義務者にその旨を通知する必要があります。当該通知は、このフォームのライン7(参考番号)にみなし事業体の名称と口座番号を記入することでも行うことができます。

ただし、みなし事業体がハイブリッド事業体として租税条約の恩恵を申請する場合、当フォーム(W-8BEN)でなくフォームW-8BEN-Eを記入して通知します。

ライン2 市民権を有する国名を記入します。二重の市民権を有する場合は、このフォームの記入時において市民権を持ちかつ居住している国を記入します。市民権を有する国に居住していない場合、最も最近居住していた国を記入します。ただし、米国市民である場合、別の法域の市民権を有していたとしてもこのフォームを記入せず、代わりにフォームW-9を提出してください。


ライン3 恒久的居所とは、当該国の所得税に関して、自分のステータスを居住者と主張する国の住所です。租税条約に基づき、源泉徴収税率の軽減を申請するためにフォームW-8BENを記入する場合、当該条約で定められるとおりに自分の居住地を判断しなければなりません。金融機関の住所、私書箱、郵便物の送付専用住所を記載しないでください。いずれの国でも税務上の居所を有さない場合は、恒久的居所は通常居住している場所となります。

通り名を住所に使用しない国に住んでいる場合、説明的な住所をライン3に記入することができます。当該住所は、恒久的居所を居住法域で使用される方法で正確に表示するものでなければなりません。

ライン4 ライン3に記載した住所と異なる場合のみ、郵送用住所をここに記入します。

ライン5 社会保障番号(SSN)を有する場合は、ここに記入します。SSNを申請するには、米社会保障庁(SSA)、またはオンラインwww.ssa.gov/forms/ss-5.pdfでフォームSS-5を入手します。米国内に在住する場合は、電話番号1-800-772-1213からSSAに連絡できます。フォームSS-5を記入したらSSAに提出してください。

SSNを保有せず、取得資格がない場合は、個人納税者番号(ITIN)を取得することができます。ITINを申請するには、フォームW-7をIRSに提出します。ITINの取得手続きには、通常4~6週間かかります。特定の租税条約の恩恵を申請するには、SSNまたはITINを提出してライン5を完成させるか、外国の納税者番号(外国TIN)を記入してライン6を完成させる必要があります。

 **注意** ITINは税務目的専用の番号であり、これにより社会保障の恩恵が受けられるわけでも、米国の法律上の雇用ステータスや移民ステータスを変更するわけでもありません。

米国内で取引または事業を遂行するパートナーシップのパートナーは、実質関連課税所得を分配される可能性が高くなります。当該パートナーは米国連邦所得税の申告義務を負い、米国納税者番号(TIN)を所有する必要があります。

以下の場合には、SSNかTINを提供する必要があります。

- 適格プランにかかる特定の年金受領額に関して第871(f)条に基づき源泉徴収の免除を申請する場合
- または
- 米国内で取引または事業を遂行するパートナーシップに各種フォームを提出する場合

ライン6の税務上の居所がある管轄当局によって発行された納税者番号を提供しない場合、租税条約の恩恵の申請時に、ITINの提供が通常必要となります。ただし、以

下に関連する租税条約の恩恵の申請には、ITINは必要とされません。

- 活発に取引される株式および債務証券に起因する配当および利子
- 1940年投資会社法に基づき登録される投資会社(ミューチュアルファンド)が発行する償還可能な証券からの配当金
- 公募され(公募発行を含みます)、1933年証券法に基づき米国証券取引委員会(SEC)に登録される単位型投資信託の各受益者持分からの配当、利子またはロイヤリティ収入
- 上記のいずれかの証券の貸付に関わる所得

ライン6 金融機関の米国拠点(FFIの米国支店を含む)に保有する金融口座(規制第1.1471-5(b)条に定義)につき、口座保有者としての自分の情報を記録するためにこのフォームW-8BENを提出し、このフォームに関連するフォーム1042-Sで申告できる米国源泉所得を受領する場合は、ライン3で指定する税務上の居所を管轄する当局が発行する納税者番号(TIN)を記載する必要があります。ただし、以下の場合を除きます。

- 過去にTIN(管轄当局がTINを発行していない場合を含む)を発行されたことがない場合。
- 米国領の居住者である場合。

上記の金融口座を記録することを目的としてこのフォームを提出しながら、ライン6にTINが記入されておらず、米国領の居住者にも該当しない場合は、源泉徴収義務者にTINが発行されていない理由を説明する必要があります。ここでいう理由とは、税務上の居住地の管轄当局からTINを取得することを法的に義務付けられていないことの説明です。当該説明は、ライン6、フォームの余白、フォームに関連して別途添付する明細書に記載することができます。ライン6に説明を記入する場合は、端的に「法的な義務付けなし」と記載できます。ただし、「該当せず」とはしないでください。

さらに、このフォームを使用して上記の金融口座を記録しない場合は、租税条約の恩恵を申請する目的で、ライン5に米国のTINを記入するのではなくライン6に税務上の所在地の管轄当局から発行されたTINを記入しても構いません(必要な場合)。

ライン7 このラインは、フォームW-8BENの記載者、または源泉徴収義務者がその義務を果たす際に役立つ参考情報を記載するために当該義務者が使用する場合があります。たとえば、フォームW-8BENを特定のフォームW-8IMYと関連付ける義務を負う源泉徴収義務者は、ライン7を関連が明確となるように参考番号や記号を記載するために使用することができます。最終受益者は、ライン7を使って、このフォームの提出者の口座番号を記載することができます。みなし事業体の外国の単独事業主は、ライン7を使って、支払を受領するか入金処理が行われる口座がみなし事業体名義であることを源泉徴収義務者に通知することができます(ライン1の説明を参照してください)。

ライン8 上記ライン6に記載した金融機関の米国拠点(FFIの米国支店を含む)に保有する金融口座に関して、口座保有者として自分の情報を記録するためにこのフォームW-8BENを提出する場合は、生年月日を記載します。この情報は、月-日-年(MM-DD-YYYY)の順に記載します。たとえば、生年月日が1956年4月15日である場合は、「04-15-1956」と記載します。

パートII

ライン9 第3章に基づく源泉徴収の対象となる支払に関して米国と租税条約を締結済みの他の国の居住者として、租税条約の恩恵を申請する場合は、租税条約上、居住者である旨を主張する国を記載します。租税条約上、条約締結国の居住者が当該条約の条件に則りその国の居住者となるならば、その人物は当該国の居住者となります。米国租税条約の一覧はこちらに掲載されています

[IRS.gov/Individuals/International-Taxpayers/Tax-Treaties](https://www.irs.gov/Individuals/International-Taxpayers/Tax-Treaties)。



源泉徴収義務者との関係が、第267 (b) 条または第707 (b) 条に掲げるものであり、源泉徴収の対象となる支払の累計受領額が暦年で50万ドルを超える場合、通常、フォーム8833「第6114条または7701 (b) 条に基づく租税条約に基づく申告ポジションの開示」

([IRS.gov/Form8833](https://www.irs.gov/Form8833))に掲載)を提出する必要があります。申請要件の詳細については、フォーム8833用説明書を参照してください。

ライン10 ライン10を使用するのは、ライン9とパートIIIの表明事項ではカバーされない条件を満たす必要のある租税条約の恩恵を申請するケースに限られます。たとえば、ロイヤリティに対して租税条約の恩恵を申請する場合、当該条約において種類ごとに異なる源泉徴収税率が適用される場合、このラインに記入する必要があります。ただし、租税条約の恩恵を申請する外国人学生および研究者はこのラインに必ず記入する必要があります。奨学金および研究補助金については、後述の詳細を参照してください。

このラインは、条約の利子または配当（所有権に基づく優遇税率の対象となる配当を除きます）に関する条約の恩恵には通常適用されません。

外国人非居住者が外国人居住者となる場合 特定の種類の所得に対する米国税金を減免する租税条約の条項を利用することができるのは、通常、外国人非居住者に限られます。ただし、大半の租税条約には、いわゆる「セービング条項」が盛り込まれており、租税条約が存在しないかのように各自国の居住者に課税する各国の権利を保持または「保留」します。セービング条項に明記される例外により、受領者が税務上の外国人米国居住者となった後も、特定の種類の所得に関して免税措置を続けることが許容される場合があります。当該個人は租税条約の恩恵を申請するためにフォームW-9を使用する必要があります。詳細については、フォームW-9用説明書を参照してください。また、例として後述する外国人非居住者である学生または研究者が外国人居住者となる場合も参照してください。

奨学金および研究補助金 無償の奨学金または補助金所得を受領する外国人非居住者である学生（訓練生や企業研修生を含みます）または研究者は、フォームW-8BENを使用して、かかる所得に対する米国税金を減免する租税条約の恩恵を申請することができます。租税条約の恩恵を申請しない限り、フォームW-8BENは必要ありません。有償の奨学金または研究補助金を受領する外国人非居住者である学生または研究者は、フォームW-8BENの代わりにフォーム8233を使用して、当該所得に適用される租税条約の恩恵を申請する必要があります。かかる所得に対して租税条約に基づく源泉徴収の免除を一切申請しない学生または研究者は、フォームW-4を使用する必要があります。有償の奨学金または研究補助金所得に関しては、フォームW-8BENを使用しないでください。詳細

については、フォーム8233の説明書で記載される非独立の立場の人的役務提供の対価を参照してください。



無償の奨学金または研究者補助金所得と人的役務所得（有償奨学金または研究補助金所得を含みます）を同一の源泉徴収義務者から受領する外国人非居住者である個人は、フォーム8233を使用して、両方の種類の所得の一部または全部に対して租税条約による免税措置を申請することができます。

ライン3と9の記入 奨学金または研究者補助金所得に対する免税条項を含む大半の租税条約では、受領者が米国への入国時またはその直前に他方の租税条約の締結国の居住者であることを要件とします。したがって、学生または研究者は、米国入国後に当該他方の条約締結国に恒久的住所を有さなくなる場合でも、免税措置を申請することができます。これに該当する場合、ライン3に米国の住所を記載し、租税条約が定める他の条件をすべて満たすことを条件に、引き続き免税措置を受ける資格を有します。また、ライン9に、米国入国時またはその直前に居住者であった租税条約締結国を記載する必要もありません。

ライン10の記入 無償の奨学金または研究補助金所得に対する免税措置を租税条約に基づき申請する学生または研究者は、ライン10に記入する必要があります。

外国人居住者となった外国人非居住者である学生または研究者 セービング条項に対する例外措置を申請するには、フォームW-9を使用する必要があります。セービング条項の概要とその例外については、上述した「外国人非居住者が外国人居住者となる場合」を参照してください。

例：米国・中国間での租税条約第20条では、米国内に短期在住する中国人学生が受領する奨学金所得に対して所得税の免除を認めています。米国の法律では、こうした学生の米国滞在期間が5年を超えると、税務上は外国人居住者となります。ただし、米国・中国間租税条約の最初の議定書（1984年4月30日付）の第2条では、中国人学生が米国の外国人居住者となった後も第20条の適用を認めています。この免除措置を（最初の議定書第2条に基づき）受ける資格を有し、かつこの例外措置を根拠にその奨学金または研究補助金所得に対する免税を申請する中国人学生は、フォームW-9を記入します。

パートIII

フォームW-8BENには、源泉徴収の対象額の最終受益者もしくはFFIの口座保有者（または当該人物に代わって行動する法的権限を有する代理人）が署名し日付を記入する必要があります。最終受益者または口座保有者に代わって正当に承認された代理権に基づき行動する代理人がフォームW-8BENを記入する場合、当該フォームの作成、署名と提示において、代理人にその権限を明示的に付与する適切な形式の委任状、またはその控えを当該フォームに添付する必要があります。その書類として、フォーム2848を使用することができます。代理人は、最終受益者または口座保有者と同様に、誤り、虚偽または不正を含むフォームに対して課される罰則の法的責任を負う可能性があります。

源泉徴収義務者は、このフォームに電子署名の使用を許可する場合があります。電子署名は、電子署名の使用を許可された者がフォームを電子的に署名したことを示す必要があります（例：タイムスタンプと電子的に署名

された旨の記述)。署名ラインに自分の氏名を入力するだけでは、電子署名とはみなされません。



フォームW-8BENに記載した情報が不正確になった場合、30日以内に新たなフォームを提出しなければなりません。ただし、FFIである要求者の口座保有者でなくなったことにより、今後当該口座での支払を受領しない場合は不要です。

ブローカー取引または物々交換 ブローカーとの取引または物々交換からの所得は、免除外国人に該当する旨をブローカーまたは物々交換所に通知するためにフォームW-8BENまたは代替フォームが提出される場合を除き、報告ルールと予備源泉徴収の対象となります。

以下のすべてに該当する場合、当該年に関して免除外国人に該当します。

- 外国人非居住者もしくは外国の法人、パートナーシップ、エステートまたは信託であること
- 当該1暦年のうち米国での滞在日数および滞在予定日数の通算が183日に満たない個人であること
- ブローカーとの取引または物々交換からの利得に実質的に関連する米国内の取引または事業に従事したことも従事する計画もないこと

文書業務削減法通告 このフォームに記載される情報は、米国内国歳入法を執行するために要請されるものであり、情報の提供が義務付けられます。これらの情報は、皆さんがこうした法律を遵守するよう徹底し、適切な額の税金を算定・徴収するために必要です。

当該フォームに有効なOMB管理番号が表示される限り、文書業務削減法の対象となるフォームで求められる情報を提出する必要はありません。フォームまたは説明書に関連する帳簿または記録は、その内容が内国歳入法の執行において重要となる可能性がある限り、保持する必要があります。一般的に税務申告書および申告情報は、第6103条で要求されるとおり、機密性を帯びます。

このフォームを記入・提出するのに必要な時間は、個人の状況に応じて異なります。このフォームを提出する事業税納税者にかかる負担（推定値）は、OMB管理番号1545-0123で承認されています。このフォームを提出するその他すべての納税者にかかる負担（推定値）は、次のとおりです。**記帳**（2時間52分）、**法律やフォームの理解**（2時間5分）**フォームの記入**（2時間13分）。

上記所要時間の正確性やこのフォームをよりシンプルにするための提案について、ぜひご意見をお寄せください。ご意見は以下のサイトからお寄せください [IRS.gov/FormComments](https://www.irs.gov/FormComments)。

以下宛てにご意見を送付していただくこともできます。内国歳入庁、税務フォームおよび出版物部門、1111 Constitution Ave. NW, IR-6526, Washington, DC 20224. フォームW-8BENはこの部署に送付せず、源泉徴収義務者に提供してください。
